

平成 22 年第 6 回糸魚川市議会定例会会議録 第 6 号

平成 22 年 12 月 16 日（木曜日）

議事日程第 6 号

平成 22 年 12 月 16 日（木曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 所管事項調査について
- 日程第 3 議案第 114 号から同第 118 号まで及び議案第 141 号
- 日程第 4 議案第 119 号、議案第 124 号、議案第 126 号から同第 134 号まで、
議案第 142 号から同第 146 号まで、請願第 8 号及び発議第 10 号
- 日程第 5 議案第 120 号から同第 123 号まで、議案第 125 号、議案第 135 号、
議案第 137 号から同第 140 号まで及び請願第 5 号から同第 7 号まで
- 日程第 6 議案第 136 号
- 日程第 7 発議第 11 号
- 日程第 8 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 所管事項調査について
- 日程第 3 議案第 114 号から同第 118 号まで及び議案第 141 号
- 日程第 4 議案第 119 号、議案第 124 号、議案第 126 号から同第 134 号まで、
議案第 142 号から同第 146 号まで、請願第 8 号及び発議第 10 号
- 日程第 5 議案第 120 号から同第 123 号まで、議案第 125 号、議案第 135 号、
議案第 137 号から同第 140 号まで及び請願第 5 号から同第 7 号まで
- 日程第 6 議案第 136 号
- 日程第 7 発議第 11 号
- 日程第 8 閉会中の継続調査について

応招議員 26 名

出席議員 26 名

+

1 番	甲	村	聰	君	2 番	保	坂	悟	君
3 番	斉	木	勇	君	4 番	渡	辺	重	雄
5 番	倉	又	稔	君	6 番	後	藤	善	和
7 番	田	中	立	一	8 番	古	川	昇	君
9 番	久保	田	長	門	10 番	保	坂	良	一
11 番	中	村	実	君	12 番	大	滝	豊	君
13 番	伊	藤	文	博	14 番	田	原	実	君
15 番	吉	岡	静	夫	16 番	池	田	達	夫
17 番	古	畑	浩	一	18 番	五十	嵐	健	一
19 番	高	澤	公	君	20 番	樋	口	英	一
21 番	松	尾	徹	郎	22 番	野	本	信	行
23 番	斉	藤	伸	一	24 番	伊井	澤	一	郎
25 番	鈴	木	勢	子	26 番	新	保	峰	孝

欠席議員 0 名

説明のため出席した者の職氏名

+	市	長	米田	徹	君	副市	長	本間	政一	君	+
	総務部	長	織田	義夫	君	市民部	長	小掠	裕樹	君	
	産業部	長	深見	和之	君	総務課	長	田鹿	茂樹	君	
	企画財政課	長	吉岡	正史	君	能生事務所	長	池亀	郁雄	君	
	青海事務所	長	七沢	正明	君	市民課	長	斉藤	隆一	君	
	環境生活課	長	金平	美鈴	君	福祉事務所	長	結城	一也	君	
	健康増進課	長	伊奈	晃	君	交流観光課	長	滝川	一夫	君	
	商工農林水産課	長	金子	裕彦	君	建設課	長	早水	隆	君	
	都市整備課	長	金子	晴彦	君	会計管理者会計課	長	小林	忠	君	
	ガス水道局長		山崎	弘易	君	消防	長	山口	明	君	
	教育	長	竹田	正光	君	教育委員会教育総務課	長	渡辺	辰夫	君	
	教育委員会こども課	長	鶴本	修一	君	教育委員会生涯学習課	長	扇山	和博	君	
	教育委員会文化振興課	長				中央公民館	長兼務				
	歴史民俗資料館	長兼務	小林	強	君	市民図書館	長兼務				
	長者ヶ原考古館	長兼務				勤労青少年ホーム館	長兼務				
						監査委員事務局	長	久保田	幸利	君	

+

事務局出席職員

局	長	神 喰	重 信 君	次	長	小 林	武 夫 君
係	長	松 木	靖 君				

午前１０時００分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、１１番、中村 実議員、２５番、鈴木勢子議員を指名いたします。

次に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔１９番 高澤 公君登壇〕

○１９番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

本日９時半より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過について報告いたします。

まず、委員長報告についてであります。総務文教常任委員長、建設産業常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過についてそれぞれ口頭報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第１０号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する意見書、また、発議第１１号、大系線存続に関する意見書が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第２．所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、会期中の１２月１３日に柵口温泉施設権現荘について、柵口温泉センターでのレジオネラ菌検出の概要についての所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

上越環境科学センターから１１月１９日に採取した、柵口温泉センター玄関側浴室の浴槽水から基準値を超えるレジオネラ菌が検出されたとの報告が１２月１日にあり、直ちに営業を中止し、浴槽、ろ過器等の滅菌作業を行った。３日午後には、上越環境科学センターによる水質検査を再度実施し、１０日に無菌状態であるとの報告を受けたため、１２日から営業を開始したというものであります。

概要と経過及び対応、平成２１年度からの改善内容、再発防止策など詳細な説明を受けるとともに、今後の再発防止のための対策や日常管理について、さらに保健所等の専門機関から指導を受け、地域の皆様から安心して入浴いただけるよう衛生管理に努めてまいりたいとの発言と謝罪の後、質疑を行いました。

質疑における主な事項についてご報告いたします。

委員から、新しい薬剤に変更したということなのだが、どのようなものかとの質問に、年2回の殺菌消毒作業の薬剤を過酸化水素（オキシドールの原液）に変更している。これは、営業中に使用する薬剤ではなくて、休館日における本格的な殺菌消毒作業用の薬剤である。過酸化水素については、温泉水を消毒するという目的もあるが、半年に1回、管や浴槽の中の湯花や汚れというものを、きれいにそぎ取るという効果を期待している。

日常の浴槽水については、塩素による殺菌消毒を実施している。塩素については、浴槽水の中の菌を死滅させるということで、国の基準によって、塩素で0.2から0.4の濃度を保つように指導を受けているとの答弁がありました。

委員から、平成21年にも発生しているが、本当に原因を究明できたのか。原因が究明されなければ、消毒を年2回重ねたとしても、再発の可能性があるのではないかととの質問に、原因と対策については調査検討中であるが、温泉の汚れ等を取るる過砂が、塩素によって十分殺菌されていなかったのではないかと。前回と今回の検査の違いからは、そのろ過砂も原因として可能性がある。

また、上越環境科学センターが採水を行っている時間帯にはお客様が入浴されており、レジオネラ菌が自然界の土壌や河川などに存在する菌であることから、例えば、お客様のつめとか足等に若干の土がついていたのを知らずに、たまたま浴槽に入った。その部分を採水したという可能性も否定できないと専門機関からの指導を受けている。たび重なって基準値以上に菌が出るということは、どこかに原因があるのだから、しっかり原因を究明して再発防止に努めていきたいとの答弁がありました。

委員から、民間譲渡の募集期間中であるがどう考えるかの質問に、民間譲渡ということでの条件に、今現在の使える範囲で、かつ安心して使える状態で渡したいと考えている。民間譲渡について公募しているところであるが、原因を究明し対策を行い、来年に入ったら再度検査を行いたいとの答弁がありました。

そのほかにも多くの質問や意見、要望がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の柵口温泉センターでのレジオネラ菌検出の概要についての所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、これより建設産業常任委員会、所管事項調査につきまして報告をさせていただきます。

去る平成２２年１２月９日、午前１０時より委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、その経過につきましてご報告申し上げます。

調査項目につきましては、１１月２６日に発生いたしました、シャルマン火打スキー場のリフト損傷事故であります。

担当課より、事故の経過について説明の後、質疑に入っております。

発生原因の究明、被害状況の確認、責任の所在の確認、被害総額について明確にするよう事前に指示を出していたが、記載されていないのはいかなる理由かとの質問に、発生原因は、押送装置の一部ふぐあいによるものであり、格納のために逆転運転を行った際に何らかの原因で、押送装置の中でリフト搬器の一部が停滞したことが直接の原因である。ただ、間接的には、事故発生時に監視員がいなかったのが被害拡大の要因となった。

損害状況については、今後、磁気探傷検査を実施し、使える設備がどれだけあるのかなど調査中ということであるとの答弁に対し、損害賠償など責任の所在が明確になっていない。９５台中３０台が使用不能であるが、通常では４７台あれば営業に必要な数は足りているでは済まない。市の財産を指定管理者に対して委託している。使う、使わないは別にして損害額を明確にすべき。

山頂部の機械設備及び外壁の修理についても、その修繕費はだれが負担したのかとの質問には、今までにかかった復旧費用は、トータルで８７万６,０００円である。搬器の撤去費用、保安装置の改良費用、ワイヤーの点検費用、それから駅舎の外壁の修繕であり、会社のほうで負担している。

リフト搬器については、平成１０年に新設されたリフトであり、当時の設計額によると、本体、フードも合わせて搬器一式で約１１８万６,５００円の設計額である。現在、３０台が使用不能な状況であるが、ワイヤーを握る握索機の部分、本体の部分、フード部分と３つに分かれており、３つとも破損しているリフトもあるが、フードしか壊れていないとか、本体に多少ゆがみがあるが握索機は大丈夫と思われるものもあり、富山県の専門の検査機関により詳細に調査を行い、損害額を出していきたいと考えている。

責任の所在については、今の段階では、はっきり言えない状況である。ただ、現場に監視員を配置していれば、被害は最小限でとめられたものが、結果として、５０台の玉突き状態ということで事故が大きくなった。これらの責任は、今後、会社としっかり話をしていきたいと考える。今の段階で、責任がどちらかというのはご容赦願いたいとの答弁に、事故原因の究明はどうなったのか。リフトの握索装置、要するにワイヤーロープを握っているところが、何らかの理由でひっかかってとまり、それによって追突事故が発生している。事故拡大の原因はそこあり、なぜとまったか原因の究明をすべきである。それがあって、初めて再発防止のための対処法が打てる。原因もわからずに、どうやって対処法をするのか。再発防止策を見れば、現場では握索異常が原因だったとしてい

る。この原因がわからなければ、シーズンが始まってからも同様の事故が起こるのではないかと
の質問に、握索装置については、正常だったと会社のほうでも承知している、原因で考えられるの
は、収納時に山頂駅のほうに逆回転して上がっていき、山頂駅舎に入った段階で、握っていたもの
を放し押送装置に回転するのを任せるが、そのときに押送装置の中で、何らかのトラブルがあった
と思われる。

例えばタイヤの摩耗とか、プーリーという回転するところに押して行く部品等について、若干の
不備な点が老朽化に伴ってあったのではないかと。押送装置の中で原因があったということであり、
直接の原因はそちらのほうであるとの答弁がなされ、発生原因がまだ特定できていないというこ
とだが、18日にオープンして営業する、非常に不安を感じる。不安なまま営業を開始しても、営
業実績は上がらないと考える。対応についていかがか。

発生原因についての原因究明の見通し、及びこの損害額については、いつごろ出せそうな見通し
であるかとの質問に、再発防止策として事故以降、試運転時、逆転運転時でも必ず山頂、山麓に監
視員を配置している。今後は、監視員のぐあいが悪くなった場合に備え、監視カメラでの監視も検
討している。保安装置についても、ワイヤーの位置異常と握索異常については、逆転運転でも判断
できるよう保安装置の改良を既に実施している。そういった形で、今後、運行を再開させてもらい
たいと思っている。

損害額については、磁気探傷検査の業者と日程や今後の作業スケジュールについて詰めている段
階であり、磁気探傷検査が終われば、ある程度損害額は固まるものと思っている。

事故原因については、リフトのメンテナンス会社から調査をしてもらっているが、いろいろな要
因が考えられ、故障の可能性もある、たまたまスリップしたという可能性もある。原因の特定は、
なかなか難しいという報告を受けている。いつまでに原因がわかるかという見通しは、現在のところ
立っていないとの答弁がなされました。

このほか、さまざまな質問、意見が出されておりますが、基本的に、今回のシャルマン火打スキ
ー場のリフト損傷事故については、委員会としては2年前の事故から日にちもたっていないこと、
また、監視員が配置されていなかったこと、4つある安全装置が、いずれも作動しなかった等の安
全に対する非常な不安を感じる。

今回、事故原因の究明と再発防止策、損害の金額と賠償責任、これらの事項について、いまひと
つ不明確な部分が多く、今後とも第三セクターの指定管理会社、また、その管理者、そして、その
指定管理者を監督する担当部署においての連携の中で、きっちりとした運営、安心・安全なスキー
場運営に当たり、さらなる配慮を要望するものである。

また、指定管理の管理責任者が米田糸魚川市長であり、また、その責任について管理監督する行
政のトップも米田市長であることにより、監督責任が緩くなっているのではないかと指摘もな
されました。代表者が米田市長でありながら、スキー場からの案内文が副社長の名前で行われるな
ど、市長の名前を使わないという配慮が逆に不自然だという指摘もありました。

これらを担当課、また、糸魚川市のトップである米田市長、それぞれが今後の課題として早急に
答えを出していただきたいものであります。

現状においては損害賠償額、それから糸魚川市に責任があるのか、また、管理運営会社に責任が
あるのかという責任問題について明確になっていないので、時間をもらいたいということであるが、

明確にするとともに、早急に詳細について報告を出してもらいたいとの集約を行い、調査を終了しております。

以上をもちまして、所管事項調査についての委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

おはようございます。

これより市民厚生常任委員会の所管事項調査のご報告を申し上げます。

当市民厚生常任委員会では、会期中の１２月１０日に、１、糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（案）について、２、火葬場の管理運営についての２項目の所管事項調査を行っていますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

１項目目の糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（案）については、１月にパブリックコメントを行いたい旨を受けて、実施したものであります。

まず、糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（案）については、担当課より、さる１０月の糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会にて調査が行われ、その委員の意見を取り入れ修正した点や、計画（案）の概略について説明がありました。

委員からは、計画（案）の現状の実績で、最終処分量の推移が一時微増したが、現在は減少傾向である。処理経費の推移では、最終処分量が減ってきているのに、経費が増加している理由は何かとの質問に、現在、中間処理として破碎処理を上越の業者で実施し、その破碎処理経費と運搬費の経費が増加しているためである。今後も、破碎処理の中間処理は必要であり、廃棄物の量により中間処理費の減少が図られるため、廃棄物を減らすことが目的であるとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、この計画（案）には、将来的な処理量の数値目標や、さまざまな経費が明確となっていない。いつごろ数字を明記できるのかとの質問に対し、このごみ基本計画の答申が出た段階で、資料編として処分量の数値目標を計画に盛り込む予定であるとの答弁がなされました。

なお、委員からの要望により、市民へのパブリックコメントの結果が2月中に出るため、その結果を踏まえ、改めて調査することとなりました。

次に、火葬場の管理運営については、担当課より、現在工事中の糸魚川市斎場が、平成24年2月末に完成するのを受け、能生火葬場とあわせた管理運営を庁内で検討してきたが、指定管理者制度の導入が望ましいとの判断に至り、今後は、指定管理の実施に向け、検討を進めていきたいとの説明がありました。

委員からは、斎場の運営方法について、直営、運営委託、指定管理の3つの方式があり、運営費が安価な方式は直営方式ではないのか。

また、運営方式は、最初から指定管理ありきでの検討結果なのかとの質問に対し、直営方式は、見た目の運営費は安価なものとなるが、この経費の中には人件費が含まれているのか、いないのか。

また、目に見えないさまざまな管理する経費などがあるため、ほかの2つの方式と経費比較が難しい面がある。

また、当初の斎場整備方針の中で、指定管理制度の検討を掲げており、全体を勘案し判断したが、管理運営について、委員会でのさらなる調査を願いたいとの答弁がなされました。

その他、多くの意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終了いたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第114号から同第118号まで及び議案第141号

○議長（倉又 稔君）

日程第3、議案第114号から同第118号まで及び議案第141号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

本定例会初日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案については、去る１２月１３日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第１１４号、公益的法人等への糸魚川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、三セク会社へは出資すべきではないという立場からの反対意見もありましたが、それ以外は、特段報告すべき事項はありません。

議案第１１６号、糸魚川市民図書館条例の一部を改正する条例の制定については、委員から、現在の児童館、図書館は、今後、どのように活用するのかとの質問に、２階の図書館部分が移転する。その空きスペースについては、子育て支援センター等に利用させてもらいたいと思っている。１階の児童図書室の図書については、大半を新しい図書館の児童閲覧室の方へ移転する予定にしているが、児童館にも図書室が必要であるので、一部配本という形で残していきたいと思っているとの答弁がありました。

議案第１４１号、平成２２年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計補正予算（第１号）については、委員から、職員４人が１人減の３人になって時間外勤務手当が多くなっている。３人に、かなり負担がかかっているのではないかというのも懸念されるが、その辺の説明を聞きたいとの質問に、職員の人件費の中で職員１人減とあるが、１人が総務課の広報情報係と兼務となっている。このことによる減である。

また、これとともに工事関係及び総務省への申請、自主放送のデジタル化と共架施設申請、道路、河川の占用関係の業務のほかデジタルサポート、地デジの接続、インターネットの対応等がふえたために、時間外手当についての増額をお願いしたとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

池田議員。〔１６番 池田達夫君登壇〕

○１６番（池田達夫君）

日本共産党市議団の池田達夫です。

私は市議団を代表して、議案第 114 号、公益的法人等への糸魚川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、反対討論を行います。

今回の条例の改正は、新潟県並行在来線株式会社への糸魚川市の職員を派遣することができるようにするもので、平成 23 年 1 月 1 日からの施行となっております。

13 日の総務文教常任委員会での質疑では、現時点では市への要請はないということですが、見通しとしては 4 月 1 日、つまり新年度から中堅職員 1 名を、最長 3 年間派遣することになるだろうということでした。同時に、上越市、妙高市からも、それぞれ 1 名の派遣となるようです。新潟県からは 4 名の派遣、これは 1 月 1 日から。そのほかにも JR 西日本、東日本からも予定されております。

日本共産党市議団は、去る 8 月 2 日の臨時議会での並行在来線の経営会社への出資金 870 万円等を支出する補正予算の議案に反対をいたしました。それは、なし崩し的に三セク会社をつくるのではなく、政府・与党申し合わせの具体化、負担への割合をはっきりさせること等、会社設立に必要な基本的なことをはっきりさせる中で、出資すべきではないかと考えますという立場からの反対でした。

それから 4 カ月半が経過しましたが、基本的な事柄は何ら変化しておりません。この 870 万円は、1 年間分の人件費が主なものと言われております。また、2014 年の新幹線開業まで、さらに 20 億円から 30 億円のお金が必要と言われ、開業後は 30 年間で 300 億円から 600 億円の赤字の負担が予定されております。その負担の割合も未定のままです。

今一番求められているのは、国と JR の責任と、そして役割です。国は、公共交通を守るという政治の責任があり、JR には、今まで以上に公共交通を守るという社会的責任があります。このことを国と JR に、正面から堂々と主張していかなければならないと思います。

以上で、反対討論を終わります。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15 番 吉岡静夫君登壇〕

○15 番（吉岡静夫君）

議案第 114 号、公益的法人等への糸魚川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

各論的には、前にやられた池田議員がおっしゃるとおりの経過、対応できておると思います。ということで、この問題は皆さんもご承知のとおり、平成 4 年、政府・与党の申し合わせというのが根っこにあるわけであります。砕いて言えば新幹線は国が、在来線は地方がの動きが、その根っこにあるわけであります。

しかし、今ご承知のように赤字負担、あるいは今後の事業費の負担への体力は、今の国の税財政体系で見る限り限界がきておる。これは結構、新聞報道などでも各担当者とか、そういう方々の中でも言われておるといふ報道がありますけれども、いま 1 回言いますけれども、赤字の負担、あるいは今後の事業費の負担への体力は、今の国の税財政の体系で見る限りは限界だと。無理のあるこ

とが、ますます明らかになりつつあります。そんな中での今回の措置には、反対をせざるを得ません。

よって、改めて言いますが、議案第１１４号、公益的法人等への糸魚川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を終わります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第１１４号、公益的法人等への糸魚川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１５号、糸魚川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１６号、糸魚川市民図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１７号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１８号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた

します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１４１号、平成２２年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第４．議案第１１９号、議案第１２４号、議案第１２６号から同第１３４号まで、
議案第１４２号から同第１４６号まで、請願第８号及び発議第１０号

○議長（倉又 稔君）

日程第４、議案第１１９号、議案第１２４号、議案第１２６号から同第１３４号まで、議案第
１４２号から同第１４６号まで、請願第８号及び発議第１０号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第１０号の説明を求めます。

古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

それでは、初日の本会議にて当委員会に付託となりました本案につきまして、去る平成２２年
１２月９日、午前１０時より委員会を開催し審査を行っておりますので、その経過と結果につま
ましてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決、また、請願
については採択であります。

審査における主な質疑についてご報告申し上げます。

議案第１２６号、議案第１２７号、議案第１２８号については、いずれも親不知ピアパーク施設
の指定管理者の指定についてであることから、一括説明の後、一括質疑を行っております。

まず、それぞれ民営化した後に赤字経営となった場合には、行政として補てんしていくのか。ま
た、会社等の存続がうまくいかなかった場合、赤字はだれが補てんするのか。指定管理者が、みず

からの責任で起こした事故の損害賠償等については、どのような判断をしていくのかについて、指定管理者と話ができているのかとの質問があり、赤字が出た場合の補てんについては、赤字を市で補てんするという考えは持っていないが、例えば指定管理者を変えるなど検討することとなる。

事故があった場合の指定管理者の責任については、どのような事故であるかによって異なるが、指定管理の協定書の中で具体的なものを決めていきたい。ただ、小修繕については指定管理者、大きなものについては行政が行っていくなど、協定書の中で詳しい内容について取り決めをしていく予定であるとの答弁がなされました。

これに対して、具体的な権利、補償の話については、協議の詰めが甘いのではないかと。赤字の補てんについては、赤字になってから考える。事故についても具体的な事例が定まっておらず、今後、協議していきたいなどと非常にあいまいである。

指定管理移行、間もないころなら仕方ないと思えるが、現に、指定管理者の中で事故が起こったり、さまざまな事件が起こったりする中で、それを教訓とするなら、今後、指定管理者を指定する場合には、そういった協議も事前に行っていくべきでなかろうかと思われる。

今後、協議されていくということであるが、いつごろを目途に、その協議の結論が出るのかとの質問があり、協定書の中身については、今現在、親不知企画とは協定書を結んでいる。中身についてきょうの、この日のということですが、3時から指定管理に予定されている方に集まってもらい説明する中で、どのようなものがあるのか具体的に検討する。

市と指定管理者の協定書の中にリスク分担表というものがあるが、その中で管理主体ということで、施設の大規模な改修については施設所有者として市が実施し、小規模修繕については指定管理者が負担をする。施設の損傷、管理上の疲弊による施設や機器の損傷については、指定管理者が負担をする。それ以外は市ということになる。これらに基づいて、現在も親不知企画ともリスク分担表によってやっている。基本的には、これを継承する。それ以上、特殊な事故等が想定される場合は、本日、協議をさせてもらおうということである。きょう、また本日ということは、この委員会がございました12月9日を指しておりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

また、今回のピアパークの民営化については、旧青海町の財産でもあったが、それを引き継いだ系魚川市としても出資金2,800万円については新会社設立、民間移譲ということで、赤字を解消して民間移譲する。一般会計からの持ち出しではないが、市の損失と言える。

親不知地域の商業発展、観光、レクリエーションという部分の中で、それもいたし方ないということは十分理解できるが、今後、赤字になった場合に市が介入し、赤字補てんや観光施設等の建設要求も出てきた場合にはどうするのかということについては、事前にしっかりと協議をするべきと考えるが、いかがかとの質問に、今回、第三セクターを解散して、民間会社に運営をしてもらい民営化となる。

したがって、営業上黒字になっても赤字になっても市は関知しないということになり、赤字補てんというのは、今後は考えていないということであるとの答弁がなされました。

このほかに、なくてはならない施設ということについては理解しているが、今後、経営の内容等についても放漫経営にならないように、末永く会社として続けていただきたい。観光施設、ジオパーク等の重要な拠点でもあることから、行政に対する協力と努力、この辺も重ねて指定管理者の皆様には、できればリスク配分表だけではなく、相互協力協定についても明確にしていきたい。

民営化により収益だけを追い求め、公共性という問題で矛盾が生じないようにしてほしい。

市のほうがトイレほか、さまざまな施設については直接管理で継続するわけであるから、相互協力については確認いただきたい。これから協議をされることについては、これを念頭に置いて指定管理者の皆様とお話し合いをしていただきたいとの要望、意見がなされております。

次に議案第１２９号、同第１３０号、同第１３１号、同第１３２号、同第１３３号、指定管理者の指定についても関連性があることから、これらの議案につきまして一括説明の後、一括質問としております。

委員から、能生町観光物産センターなどの第三セクターの代表に、米田市長がなるのはいかななものかと、前委員会のときに、よくないということで、変えましょうと約束した経緯がある。他の市町村では、第三セクターの社長を市町村長がやっているところはない。これは問題があり、考える必要があるととらえるが、どうかとの質問がなされ、そのことについては市長も常々、会社の会議の中では交代してもらいたいと語っており、議事録等にも載っているが、実態の中では、つくったときの経緯、その後の経営状況の中では、次の方が決まらないというのが状況だと思っている。

今後、市長と協議し、それぞれ会社の中で、このことを詰めていただきたいと思っているとの答弁があり、合併以前の能生町が観光立国で、町長みずから社長について、すべての関連施設を直営に近い形で運営されてきた。合併のときも念を押され、そういう取り組みの中でやってもらいたいと要望があった。

それについては、ある程度、移行期間を設けてやり、新市の市長がそのまま引き継いだという経過がある。なぜ糸魚川市長以外の方が社長になれないのか、そういった根本的な組織の問題があるのではないかと。指定管理制度そのものに、問題があるということになる。

特に、今回は事故が発生して、その事故の管理責任者でもあり、行政の長として監督責任もあるということを考えれば、２つの管理責任を同一人物が持つということは、矛盾が生じるとの質問には、それぞれ会社をつくったいきさつがあって、それぞれの首長がやってきた経過があったと思う。出資者の大きなもとである市が、そのまま社長を務めるということは支障があるわけなので、このことは市長に伝えて、会社で対応策を図ってもらうように伝えたい。

本年３月に、第三セクターで赤字の会社について、外部のコンサルタントにより評価のあり方、報告を受けた。その報告の中でも、市長が社長であるのは、よくないという指摘を受けている。市長を社長から外そうと考えてはいるが、今のところふさわしい報酬と、ふさわしい後任がなかなか決まらないというのが実態である。市として、市長を社長でなくそうということで考えていることだけは事実であるとの答弁に対し、来年度、指定管理者の指定を新たに更新するという段階で、これから考えるというのは無責任ではないかとの意見が出され、論議が平行線となったことから、市長の意向を確認し、関連のあるシャルマン火打スキー場リフト損傷事故の所管事項調査終了後に再開することといたしました。

再開後に行政側から、市長は早く第三セクターの会社から自分が抜けるのが筋であると語っており、会社をつくった経緯等があって、次の方が見つからない現状である。今後もこれらについて会社とよく話をし、対処したいと語っている。

また、シャルマン火打スキー場については、一昨年の事故等があり、副社長という制度を設ける中で会社を運営し、少しずつ改善をしてきた。いずれにせよ自分が市長であって、三セクの代表で

あるというのは、おかしいと認識をしている。第三セクターの会社の役員会等で、再度、話をさせてもらいたいと述べている。すぐにということは言えないが、今の段階での市長の考え方であるとの報告がなされました。

最終的に、今の市長の待遇は、報酬等についても無報酬に近い年額3万円程度であり、責任の問題というのが大変大きくかかっている。これらをしっかり会社として持っていただきたいというのが、委員会の意見であると受けとめ、市長がそのことにつき次期役員会の中で報告し、改善するように働きかけをするということで、まとめていきたいとの行政側から答弁がなされ、委員会として、緊急役員会等も踏まえて、この問題については協議をし、身分保障の問題、報酬等についても取り込んで話をしていくということである。

社長も副社長も非常勤であり、こうした大きな事故が発生した場合には、責任の取りようが難しいという問題もある。強く責任ある立場で会社を運営してもらおうということで、代表問題については、しっかりと取り組んでいただきたい。

前建設産業常任委員会で、この辺の疑問が呈されて3年が経過する。今後も同様な理由で、何年たっても結論が出ないというものも委員会としては疑問である。そこで当委員会としては、本問題について約1年間をめどに、代表取締役についての一定の結論を出してもらいたいと強く要望するものである。

これをもって、本件に関連する5議案の附帯条件として集約することで、質疑を終結しております。

次に、議案第146号、契約の締結については、さまざまな論議が交わされましたが、詳細不十分とする委員会側と、事業費が決まらなければJRによる設計が行われず、詳細事項について説明ができないとする行政側で論議が平行線をたどりました。

委員会としては総額32億円、本委員会の議題となっております8億9,692万7,000円の契約については、非常に高額であるということも含め、詳細な資料要求をしたものでありますが、行政としては、これ以上の資料提供は、現時点では無理であるとの回答であった。議論が平行線となっていることから、議会側から今後の方針を示すことで、委員会側の理解をいただきたいとの委員長発言を受け、行政から、本来であればもう少し詳細な資料が出せればよいのだが、残念ながらそこまでJRから提示いただけていないので、この契約額でお願いをしたい。

この額で承認をいただいた後に、発注する詳細設計等により内容がわかった時点で、それについてチェックをし、その内容については提示できる段階でお示しをしたい。

また、実際の工事については、毎年度計画を立てて工事をするわけであるのだから、その年度ごとに予算要求の段階で説明をさせていただきたい。このような手法については糸魚川だけではなく、上越の脇野田移設についても概算額で契約をした上で実際工事を着手し、その中で、最終的には精算するという手法だと聞いている。糸魚川駅の自由通路と橋上駅についても、今、お願いしたような形でやらせていただきたい。詳細が決まり次第、その都度説明し、予算要求をさせてもらうということでご理解いただきたいとの答弁がありました。

基本的には、今回概算で大枠を決めるが、細かい協議内容については、今後、議会側に報告をしないということではない。その都度、予算要求をする時点で、予算の使い道や設計などについても審議を要する。その中で本日出された疑問点、提案等については明確となる。疑問は本日は解消さ

れないが、今大きい枠を決め、後はその都度、具体的な予算案として提出されることから、審議する機会はまだまだあるということで、理解をいただきたいとの委員長発言を受けて、質疑を終結しております。

その他、さまざまな意見が交わされておりますが、特段報告する事項はございません。

最後に、請願第 8 号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願については、市の農業団体から出された請願第 8 号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願について、休憩中に農業団体組合長などから提出理由をお聞きして、委員会審査を行っております。

委員からは、ＴＰＰが締結されれば日本の農業は壊滅的打撃を受けることは必至であり、国民の大多数が望む食料自給率の向上に逆行することは明らかである。さらには、関連産業や地域雇用の縮小、農業の持つ国土保全や環境維持など多面的機能の喪失ということが懸念され、請願に賛同するものである。

糸魚川でのＴＰＰが与える影響というものは、この産業に従事する者が非常に多いこと。糸西タイムス紙には上越市の試算が出ていたが、農水省の試算を置きかえると、米の生産量が 7 割低下し、米価が 6 割減、生産額では 80 億円、それから 58 % の減収など、大きな影響が出ると上越市では試算が出されている。非常に大きな問題だととらえ、この請願に賛成すべきとする賛成意見や、農業関係者の皆さん方の実態については十分に理解ができているし、認識もしているつもりである。

ただ、国内の 1 次、2 次、3 次、大きく分けて 3 分類の事業があり、今現在の日本がある。その一部だけを云々ということについて、将来的に懸念が出てくるのではないか。したがって、現在の農業政策に対して、具体的に生き残るために、あるいは事業経営の一環として農業が継続されるために、何をどのようにすべきか。そういう議論を、一方ではしっかりとやっていく必要がある。

そういう意味で、1・2・3 次それぞれの産業のバランスを考え、総合力で日本を考えていくべきである。そういう観点で、全県的に、あるいは県内、いろいろな組織で議論がされてくるのではないか。そういったものをある程度参考にしながら最終判断をすべきと判断し、継続審査にすべきと考えるなど、継続審査にすべきとする意見も出され、拮抗した論議となりました。

本請願については、まず、継続審査とすることについて諮ったところ、可否同数となり、委員長裁決で継続審査とすることについては否決しております。

その後、本請願についても起立採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により採択することに決しております。

これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第 10 号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

ＴＰＰ交渉参加反対に関する意見書。

去る 11 月 9 日、政府は「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、この中でＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）については、「関係国との協議を開始する」と判断いたしました。

我が国は、すでに世界で最も開かれた農産物純輸入国であり、食料自給率は先進国と比較して著しく低下しています。関税の完全撤廃をめざすＴＰＰを締結すれば、日本農業は壊滅的打撃を受けることは必至であり、国民の大多数が望む食料自給率の向上に逆行することは明らかであります。さらに、関連産業や地域雇用の縮小、農業の持つ国土保全や環境維持など多面的機能の喪失等、その打撃は極めて深刻です。

このため、政府におかれましては、ＴＰＰ交渉への参加は行わないよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣に意見書を提出するものであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原 実議員。

○１４番（田原 実君）

委員長、よろしくお願いします。

ただいまの委員長報告の中で、議案第１４６号、契約の締結について、改めて委員会審査の状況を教えていただきたいと思います。

昨年来、ＪＲ西からは設計内容が不明のまま、高額な工事費が示されるばかりで、南北自由通路及び橋上駅の工事契約に対する違和感というものを私は感じておりますが、委員からの異論は出なかったのか。

自由通路事業費約９億円。９億円といえば、立派な体育館の３つも建設できる費用であります。当初、委員会で示されたのは、文字が読み取れない小さな図面。住宅で言えば間取り図に等しい、極めて簡単なものが示されただけでした。概算工事費を示すにせよ、最低限、契約に必要なと思われるのは寸法が記入された平面図、立面図、断面図、仕上げ表、面積表、完成透視図、パースなど、これらが示されないまま、南北自由通路約９億の事業費を認め、それに関連する駅舎事業費、その他を含む全体で約３０億円の事業に関しても、内容が不明確なまま進めることに対し、委員からは何の異論も出なかったのでしょうか、伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

それでは、田原議員のご質問であります。

委員から、今ご発言があったような点について、異論がなかったかということではありますが、異論は続出でありました。異論の内容につきましては、今ほどご指摘のとおりであります。

通常の契約の締結には、見取り図のほか詳細な設計、また、そこにかかわるそれぞれの工事単位等が示されて当然のものではないか。また、ＪＲに設計を委託してから、また工事金額が値上がりしていくんじゃないかという懸念がありました。

これは過去コンサルタントの中で、橋上駅を含めて１５億円で建設できるとしたものが、その後４５億円にはね上がり、その後３６億円でしたか、今回３２億円でしたか、ちょっと数字のところは後で確認していただきたい。こうしたように数字が大きく１億円単位で変動することについても、議員の中から大変懸念する声が上がリ、詳細設計と詳細金額が確認できない限りは、契約をすべき

でないという強い意見も多く出されました。

そこから先ほどの委員長報告のところにつながるところでもあります、さりとて行政側といったしましても、現状ではＪＲ側と契約ができない以上、また、この設計というものはＪＲ西日本の専売特許とでも言いましょうか、他の業者が手を出せない部分もございまして、やはりＪＲからの詳細設計待ちと、それ以外お答えしようがないということで、先ほどのような委員会としての判断となっております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原 実議員。

○１４番（田原 実君）

心配しますのは、数少ない新幹線の停車数、それから並行在来線の優等列車の廃止、大系線のバス路線への振りかえなど、あってはならないことではありますが、その可能性も否定できない中で、駅施設への過大な投資だけを急いで決定してしまう今の進め方にあると思います。ＪＲの一方的な進め方に対しては、もっと慎重に対応すべきではないでしょうか。

終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

○２５番（鈴木勢子君）

建産の委員長に、議案第１２６号、指定管理者の指定についてお尋ねいたします。

係る議案は親不知ピアパーク施設についてであります、指定管理者が青海町商業協同組合となっております。ここの組合の代表者は、たしか現職議員であったかと思うんですが、これについて問題はないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

それでは、鈴木議員のご質問であります。

その問題につきましては、指定管理者のその部分だけではなくて、全体の管理者の代表の氏名を確認をさせていただきました。

その中で、今、鈴木議員がご指摘のとおり、現職の市会議員が含まれておるということは確認させていただきました。その後、これは議員の１つの法律であります兼業の禁止等について当たるか、当たらないかということも論議をさせていただきました結果、行政当局等にも確認いたしまして兼業の禁止には当たらない。また、法的には、現職の議員が指定管理者の代表になるということについてもこれまで例があり、今回は特段の大きな問題はないという答弁をいただいております。

またそのほかに、さりとて、さまざまな部分でイメージが悪いのではないかというような話も委員の中からは出ておりましたが、それらについては、それではまたひとつ一生懸命頑張っていたいただきたいというようなことも含めまして、この問題については、特段問題なしということで、今回、委員長報告につきましては行っておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

○25番（鈴木勢子君）

了解いたしました。

○議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

建産の委員長に、請願8号の件、TPPについての確認の意味を込めて1点だけお伺いをさせていただきます。

ただいまの委員長報告、私も確認ということを前もって言っておきますけど、これは私が適当にあれしたんですから間違いがあったら教えてください。

報告の中では当案件についての継続審査への動き、流れについての報告がありました。その中で委員長の言うには、委員長裁決の結果、継続審査を否としたというふうに私は受けとめた。ということになると、あれは8人ですから4人・4人ということなのか、その辺がちょっと私は正確じゃないんですが、4人が継続審査と言ったんだけれども、そうでない方々も4人おって、結果的に委員長裁決で継続審査を否とした、こういうことでよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、吉岡議員のご質問にお答えいたしたいと思いますが、今、吉岡議員が後半言われたとおりであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

なぜこんなことを聞かかと言いますと、私もこの間、傍聴として言わせてもらったんですけども、このTPPの問題があまりにも唐突であると。そして請願文書にもありますけれども、その辺に対する、いわゆるせっぱ詰まった、追い込まれた、そういう請願者の意も非常に強く出ていると、非常に難しい問題であると言いました。

ただ、これを農対工のいわゆる対立の構図にしちゃなんということから、継続審査も出てきたんだろうなということも考えておりますので、その辺について改めて委員長にお聞きしたわけで、そこまで委員長は、今、２回目の質問に答えられるか、ちょっとありますけれども、答えられるものがあれば、お答えいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

なぜ継続審査と、そしてまたそれに反対するものが４対４、可否同数で委員長判断で継続審査を否として行ったのかというご質問だと思いますが、請願者の意思は、やはり早い時期に国に対し、この意見書を提出していただきたいという強い思いがあったからであります。

今の時流を考えれば、大変苦渋の選択になるろうかと思えますけれども、この問題を先送りすることなく、本定例会中に決めるべきだということも申し述べて、この継続審査につきましては否として、本議会で結論を出していただきたいというふうに委員長は判断をいたしました。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○１５番（吉岡静夫君）

確かに委員長が言われたこと、苦渋というのは十分わかります。何も委員長ばかりじゃない、皆さんがそうなおるんだろうと私も思います。

ただ、それにしてもさっき言ったように、農対工の構図にしてはなんということと、それから、あまりにも唐突過ぎるというところから、またこういった問題に発展してきとるんだと思いますので、私は願意そのものについては、当日、申し上げたかどうかわからんけれども、非常にこれは尊重すべきであるという考えであります。おりますけれども、そういったものが、こういっちゃ委員長には失礼だけれども、当日の委員会の中で、どうなったのかなというのを改めて確認させていただきました。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を１１時２０分といたします。

午前１１時０８分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

発議第 10 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾徹郎議員。〔21 番 松尾徹郎君登壇〕

○21 番（松尾徹郎君）

ただいま議題となっております請願、

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩いたします。

+

午前 11 時 21 分 休憩

+

午前 11 時 21 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長、動議」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾徹郎議員。〔21 番 松尾徹郎君登壇〕

○21 番（松尾徹郎君）

ただいま議題となっております請願第 8 号、T P P（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対に関する請願については、日本経済全般にわたる重大な問題であるだけに、引き続き慎重に対応すべく継続審査を申し出るものであります。

今回、ひすい農業協同組合から提出されました請願第 8 号につきましては、建設産業常任委員会で審査され、賛成多数で願意妥当と認め採択すべきものと決しましたが、この環太平洋経済連携協定は今ほど申し上げましたが、日本経済全般にわたり極めて重要な問題であります。

すなわち、これは農業問題に限らず、日本経済の中心的存在である輸出関連の製造業はもちろんのこと、商業、サービス関連に至るまで産業振興と雇用全般にわたる問題であり、慎重に対応すべきであります。

確かに今回提出されました請願理由につきましては、現在の日本の農業を取り巻く多くの問題を提起しているものと判断いたします。しかし、現在の日本農業を考えますと、農業就業人口は20年前と比較して半減し、全就業人口の数%にすぎません。また、国内総生産（GDP）に占める農林水産業の割合は、1.5%くらいと言われております。仮にTPPに参加しなかったとしても、守るだけの農業では平均年齢66歳を超えている現状を考えても、長く続けることは極めて困難と言わざるを得ません。したがって、現在の農業政策を転換し、意欲のある農家が自由に事業展開できる環境をいち早く整備し、効率化に向けた取り組みを行うべきであります。

そのためにも戸別所得補償を効果的に使い、やる気のある農家に対しては積極的に支援し、大規模化を進めるなど、あるいは新規参入を促進できるような農地法の改革など、農業者みずからの意識改革を含め、農業再生のためにまだまだ知恵を出すべきときではないかと思えます。

農業関係者にとりましては、確かにTPPは脅威であることは十分理解できます。しかし、積極的に農業に取り組んでいる農業者にとりましては、大きなビジネスチャンスととらえている方もおられると聞きます。このような方々には、今以上の政策支援を検討すべきであると思えます。現農業者に対しては特段の配慮をすべく、今後の農業政策の転換を図るよう政府、または関係省庁に働きかけるべく、意見書を提出すべきではないでしょうか。このことが日本の自然環境を維持し、農業生産の向上に直結するものと考えます。

一方、仮にこのTPPに参加しなかった場合のデメリットを考えますと、国内企業の国際競争力の低下を招き、特に輸出関連の製造業が苦境に立たされ、今以上に企業存続のために海外進出に拍車がかかるものと思えます。そして、それは製造業に限らず商業、サービス分野に至るまで与える影響が大きいだけに、ますます企業の収益力と雇用の確保が、産業全般にわたり困難になることが予想されます。

すなわち、日本経済の屋台骨である輸出関連事業の衰退が考えられ、税収の落ち込みと、さらなる経済の停滞を生み、産業経済全般にわたり、その影響ははかり知れないばかりか、国家税収の落ち込みは国家政策はもちろんのこと、当糸魚川市をはじめ財源の乏しい自治体に対しては、交付金及び補助金の減額となって深刻な財政問題を引き起こし、本格的に迎えている少子高齢化対策の対応、及び社会保障費、また、まだまだ整備していかなければならない社会資本の充実など、今後の政策に支障を来す結果となります。

本来、建設産業常任委員会は、市内における産業全般にわたり地域経済の発展と産業振興を考えていかなければならないだけに、TPP交渉参加について、1つの産業だけをとらえて判断することは、あまりにも早計過ぎるのではないかと思います。

例えば日本全体がそうであるように、糸魚川市の産業構造においても就業人口の割合では、全産業人口2万4,729人のうち農業従事者は1,808人で、実に全体の8.54%、また、製造業及び建設業など第2次産業におきましては9,212人で、全体の37.25%であり、商業、運輸、サービス業などの第3次産業に至っては実に1万3,392人で、全体の54.16%であり、いかに農業従事者が少ないかがわかります。

また、産業別生産額を見ますと、農林業で約19億円、第2次産業においては約774億円、第3次産業においては実に1,150億円であり、生産額においても約1%であります。

このような現状の中、一部の団体あるいは産業だけをとらえ、就業人口や生産額、また、税収面

で貢献している産業を無視することは、糸魚川市全体の発展にも妨げになると同時に、この請願の審査結果によっては、経済界からＴＰＰ参加を強く希望する請願が出ることも考えられるだけに、今回の建設産業常任委員会の判断は、まことに拙速であると思います。委員長裁定により今回の判断が下されたことは、実に残念でなりません。糸魚川市の産業経済全般にわたり、幅広い角度から慎重に検討することが、本当の意味で糸魚川市の発展につながるものと確信いたします。

よって農業問題は、新たにこれからも真剣に協議を重ねながら、いま一度継続審査の取り扱いをお願いするものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

○１７番（古畑浩一君）

休憩願います。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前１１時３０分 休憩

午前１１時３４分 開議

+

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま松尾議員から、請願第８号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願について、継続審査とすることへの動議が提出されました。

ただいまの動議に対し賛成者はございますでしょうか。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

賛成者がいましたので、この動議は成立いたしました。

まず、継続することの動議を議題として採決をいたします。

この採決は起立により行います。

この動議のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、請願第８号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願について、継続審査とすることの動議は否決することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

甲村 聡議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

甲村議員。〔１番 甲村 聡君登壇〕

○１番（甲村 聡君）

奴奈川クラブの甲村 聡でございます。

ひすい農業協同組合から提出されました請願８号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願に対し、賛成討論を申し述べます。

請願文書にあるように、去る１１月９日、政府は包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、この中でＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）については、関係国と協議を開始すると判断しました。しかし、政府は交渉参加を前提に協議を進め、来年６月にもＴＰＰ交渉への参加を判断する懸念があります。このことは、政府が進めようとする食料自給率５０％を目指す施策と矛盾します。

糸魚川市に目を転じますと、有効な農業施策であると評価されております中山間地域等直接支払の政府に対応できない地域が、今年度４地域生じております。その主な原因は、農業従事者の高齢化であります。また、担い手不足、耕作放棄地の増加、米価の下落等々、糸魚川市における農業課題が多くあります。

また、糸魚川市が推進しようとしている世界ジオパーク事業の２４ジオサイトは、ほとんど中山間地域にあります。この事業に与える影響は大であります。もし政府が関税の完全撤廃を目指すＴＰＰを締結した場合、糸魚川市に大津波が押し寄せてくるようなものであります。営々として築き上げてきた農業施策が根こそぎとなり、底ざらいされてしまいます。また、その上に新たな農業政策が構築できるか極めて深刻な課題となります。

以上のことから、請願第８号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願は願意妥当であり、賛成討論いたします。

○議長（倉又 稔君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔２６番 新保峰孝君登壇〕

○２６番（新保峰孝君）

請願第８号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願についてであります。賛成であります。

環太平洋戦略的経済連携協定、ＴＰＰ交渉への参加問題は、昨年１１月、アメリカのオバマ大統領が東京での演説でＴＰＰ諸国との関与を表明してから、菅政権がアメリカの意向に沿う形で動き始めている問題であります。

環太平洋戦略的経済連携協定は、例外なき関税撤廃が求められると同時に、非関税障壁をなくすこともうたわれ、農林漁業だけでなく雇用環境等、地域経済社会に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。

農林水産省は日本がＴＰＰに加盟した場合、食料自給率が４０％から１４％に激減するとの試算を発表しておりますが、そうなった場合、糸魚川市にとって農林漁業への打撃が甚大であります。中山間地をはじめ地域社会へのダメージは、はかり知れません。農業がやっていけなくなれば、山

+

林の手入れも現在以上にできなくなり、山林、水田の荒廃、山間部から地域社会の崩壊が始まるおそれがあります。中山間地域等直接支払交付金を活用した取り組みも、一層困難になります。人口減少の速度が、早まるのではないかと思います。

当市においては、地域を守り地域産業を振興していく立場から、地域の企業、事業所を育成するさまざまな努力、施策が行われておりますが、これらも、ますます困難になるのではないかと思います。

例外なき関税撤廃が求められる環太平洋戦略的経済連携協定に現在加盟しているのは、シンガポール、マレーシアに囲まれた人口33万人の王国・ブルネイ、ニュージーランド、南米のチリの4カ国であります。参加交渉中なのが、アメリカ、ペルー、オーストラリア、マレーシア、ベトナムの5カ国であります。

アメリカ、オーストラリアは、農産物輸出大国であります。アメリカの最大のねらいは、日本に対しては残された米の最大市場を開放させることにありますが、米以外の農産物も壊滅的打撃を受けることが、農林水産省の試算で出されております。先進国の中で、食料自給率40%などという低い国はありません。今後14%にまで低下した場合、安全・安心な食料を、国民に安心して確保、提供できるのか疑問であります。

主要国の農産物平均関税率は、アメリカ5.5%、日本11.7%、EU19.5%、ブラジル35.3%、韓国62.2%、インド124.3%などとなっております。既に日本は、十分に開かれております。一部の輸出大企業だけが、日本を支えているわけではありません。強いものだけが生き残ればよいというやり方を改めない限り、一部の企業だけが富をため込み、国民が貧しくなる国、経済成長がとまってしまった国のゆがみを直すことはできないのであります。

農林漁業や中小企業、環境、労働分野等に重大な影響を及ぼすTPP参加には反対でありますので、請願第8号に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

請願第8号、TPP交渉参加反対に関する請願に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほども所管の常任委員長にも質問しましたが、それ以来、各議員、賛成・反対、あるいは動議ということでいろいろ論がありました。全くごもつともなところが非常に多いので、苦しんだ末の討論であります。

この問題は翻ってみると、1993年のウルグアイラウンドから尾を引いておる。確かに1つは経済のグローバル化というものを強めよう、あるいは、その中に入っていこうと、あるいは、国際競争力に対応しようということにより、消費者の利益、あるいは利便の拡大ということも図られる。しかし一方、特定産業、特に米をはじめとする農業の壊滅的な被害というものを、十分予想しなきゃならない、いわば両刃の刃みたいなものであります。

ところが、このことに関して、今回の少なくともＴＰＰ参加、あるいは来年６月にもと請願では予測しておりますけれども、交渉への参加というのは、あまりにも唐突過ぎるということで、こういう請願が出てきたわけであります。

ということで、この問題に関しましては、やはり願意というものを、まずはでき得る限り尊重することが、一番大事なんじゃないかというふうに。これは何もこの請願ばかりじゃないと私は思っておりますけれども、そこの一語に尽きると思っております。

ただ、その上で、いわゆるグローバル化、あるいは競争力、あるいは一般消費傾向、こういったものにどう対応するかというのは、その上で国策としても、我々としても対応していかなきゃならんと、こういうふうに思っております。

ということで結論に戻りますけれども、願意をまずは尊重する。そういった意味で、非常に微妙な問題を抱えておりますけれども、この請願第８号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願については、採択ということで賛成であります。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第１１９号、糸魚川市親不知ピアパーク条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２４号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２６号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうちレストピア、ふるさと体験館、多目的広場の一部）を採決いたします。

地方自治法第１１７条の規定によって、高澤 公議員の退席を求めます。

〔１９番 高澤 公議員退席〕

○議長（倉又 稔君）

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

高澤 公議員の退席を解きます。

〔 １ ９ 番 高澤 公議員着席 〕

○議長（倉又 稔君）

次に、議案第 1 2 7 号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうちおさかなセンター、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 1 2 8 号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうち漁火、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 1 2 9 号、指定管理者の指定について（能生海洋公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 1 3 0 号、指定管理者の指定について（能生マリンホール）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 1 3 1 号、指定管理者の指定について（海の資料館、越山丸・マリンミュージアム海洋）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 1 3 2 号、指定管理者の指定について（糸魚川市グリーンメッセ能生）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１３３号、指定管理者の指定について（シャルマン火打スキー場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１３４号、指定管理者の指定について（シーサイドバレースキー場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１４２号、平成２２年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１４３号、平成２２年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１４４号、平成２２年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１４５号、平成２２年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１４６号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により、発議第１０号についてを先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第１０号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する意見書を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第８号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願については、採択すべきものとみなします。

日程第５、議案第１２０号から同第１２３号まで、議案第１２５号、議案第１３５号、議案第１３７号から同第１４０号まで及び請願第５号から同第７号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第５、議案第１２０号から同第１２３号まで、議案第１２５号、議案第１３５号、議案第１３７号から同第１４０号まで及び請願第５号から同第７号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

本定例会初日に、当市民厚生常任委員会に付託となりました本案につきましては、去る１２月１０日に審査を終了していますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決、請願第５号から同７号については不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第１２５号、訴えの提起については、糸魚川市において初めての事案となり、市税の滞納処分により差し押さえた過払い金に係る取り立て訴訟を起こしたいとのことであり、参考資料により詳細な説明を受けた後、審査をいたしました。

委員より、これまでこのような訴えを自治体が起こした件数、事例、また、今回は弁護士を頼まないで、職員みずからの裁判とのことだが、その経費はどれくらいなのかとの質問に対し、担当課で把握している事例として、市の職員が直接裁判したものと弁護士に依頼したものを含め、全国自治体で１０団体程度あり、裁判に係る経費については、今回は弁護士を頼まず職員みずから行うため、手数料、印紙代などの事務費で約１万５，２００円となる。また、仮に弁護士に依頼した場合は、成功報酬の２割から３割と聞いているとの答弁がなされました。

次に、議案第１３５号、指定管理者の指定については、委員より、この健康づくりセンターが市の健康づくりの拠点となるので、今回提案された指定管理者が、現在、市が各地区で行っている運動教室の支援など行うことができるのか。また、市民が参加費や利用料など負担する料金は、どうなるのかとの質問に対し、今現在やっている地区運動教室などは引き続き糸魚川市が実施し、将来的には、健康や運動の拠点である健康づくりセンターと連携した地区運動教室を指定管理者と推進したい。

市民負担については、現在の運動教室でも参加費がかかる。健康づくりセンターでは、入浴しないと付加価値の部分もあるため、料金などの差が生じて理解していただける範囲と考えているとの答弁がなされました。

次に、請願第７号、後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願については、紹介議員の説明を求めた後、審査を行いました。

審査の過程では、後期高齢者医療制度は実施以来、大きな問題があった。新たな制度改革も出てこないため一度もとの形に戻し、その後、改革すべきとの意見に対し、新たな制度改革ではなく、もとの高齢者医療制度に戻した場合は、当市の財政的負担が多くなるのが明白であり、もとの制度に戻すことは反対との意見もあり、起立採決の結果、起立少数により不採択と決しました。

この他にも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

昼食時限のため暫時休憩をいたします。

再開を午後１時といたします。

午後０時０２分 休憩

午後１時００分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔２６番 新保峰孝君登壇〕

○２６番（新保峰孝君）

議案第１３５号、指定管理者の指定についてであります。糸魚川市健康づくりセンター設置に伴い、コナミスポーツ＆ライフと糸魚川二幸グループを指定したいというものであります。

現総合福祉センター施設は１９７５年に建設されたもので、約３５年経過した施設であります。今後の厳しい財政事情の中で使えるものは使い、市民要望にできるだけこたえられるようにしていく必要があります。同時に、広い市域の中で１カ所に大きな施設をつくっても、あまり効果はないと述べてきたところであります。

このような立場から、議案第１３５号に反対するものであります。

次に、請願第５号、６号、７号についてであります。いずれも趣旨に賛成であります。

請願第５号、高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願は、無年金、低年金者に生活支援金を支給すること、消費者物価指数が下がっても２０１１年度の年金は引き下げないこと、高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げを行うことを求めるものであります。

ご承知のように２００４年の年金改正で、２００５年以降は原則として手取り賃金の変動または物価変動を基準にして、自動的に改定される仕組みにされました。また、被保険者の数と平均余命の伸びを勘案して、年金給付を調整、抑制するマクロ経済スライド制が導入されております。

イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ等主要国の中で、賃金が毎年下がり続けている国は日本だけですが、民間の年間平均給与は１９９７年、４６７万円から２００９年、４０６万円となり、６１万円下がっております。この間、働く人たちの賃金は、月５万円減らされたわけですが、年金はこの１０年、保険料は引き上げられて、支給額は３回引き下げられております。高齢者は年金からの天引きもあり、生活は大変厳しくなっております。このような実態を考えれば、本請願の趣旨は妥当なものと考えます。

請願第 6 号、最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願は、財源を消費税に頼らず、現在の無年金、低年金に適用する最低保障年金制度を、直ちに制定することを求めるものであります。

この請願のもとにあるのは、高齢化が進む中で年金がどんどん引き下げられ、安心して老後を送ることができなくなっている現状があります。非正規労働者が 3 分の 1 を占めるようになり、新規学卒者の就職難も続いております。一方、親も年金が年々少なくなり、かつてのように生活に余裕がなくなっているのが実態ではないかと思えます。

民間の年間平均給与が、1997 年から昨年までの 12 年間に 61 万円下がった間に、大企業の内部留保は好況・不況にかかわらず、100 兆円ふやして 244 兆円となっております。これらに示されるように税制のゆがみを正せば、財源を消費税に頼らずとも無年金、低年金者に適用する最低保障年金制度の実現は可能ではないかと思えます。

このような点から、本請願の趣旨に賛同するものであります。

請願第 7 号、後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願は、後期高齢者医療制度はすみやかに廃止し老人保健制度に戻すこと、国民健康保険への国庫負担金をふやすこと、70 歳から 74 歳の医療費窓口負担を 1 割にすること、75 歳以上の医療費窓口負担をなくすことを求めるものであります。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上を対象にした別立ての保険であり、75 歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する、高齢者に差別医療を強いる制度であります。

12 月 8 日、高齢者医療改革会議に示された、厚生労働省の新制度最終取りまとめ案は、2013 年に第 1 段階導入を予定しておりますが、後期高齢者医療制度にかえ都道府県単位の国民健康保険に 1,200 万人、被用者保険に 200 万人移し、75 歳以上について都道府県単位の財政運営にするとのことです。75 歳未満については 2018 年に想定している第 2 段階で、全国一律に全年齢での都道府県単位化を図るとのことです。

内容においてはこれまでと同じように、高齢者を別勘定にする点では変わらないものとなっております。また、低所得者の負担軽減措置を縮小、70 から 74 歳の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げる等の負担増があります。特に市町村国保の法定外一般会計繰り入れをやめさせ、保険税引き上げを求めています。現在、国保税が県下 30 市町村で見ても、最も低いクラスにある糸魚川市民にとって、大幅な値上げとなることが予想されます。

これらの点を考えれば、後期高齢者医療制度は速やかに廃止して老人保健制度に戻し、平等な医療制度につくり直す必要があると思いますので、本請願に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15 番 吉岡静夫君登壇〕

○15 番（吉岡静夫君）

議案第 139 号、平成 22 年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、

反対の討論をさせていただきます。

今ごろになっていいでしょうか、ようやくにしていいでしょうか、部内で２０１２年を目指しての介護保険制度、あるいは２０１３年を目指しての後期高齢者医療制度廃止に伴う新医療制度、こういったものへの動きが出てきております。しかも、いろいろと問題になっております。

例えば財源問題をはじめとして多くの問題点が出て、内部で大きく揺れていることも事実であります。一部新聞報道によりますと、そのために内部ですら懸念の声が出ておるということも聞かされております。

ということで、今の現行の後期高齢者医療制度、少なくとも明らかな、あからさまな仕分け、あるいは困り込み、こういったものは廃止を急ぐべきだと考えております。これは一貫して言い続けておるんですけれども。

ということで、議案第１３９号、平成２２年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての反対討論とさせていただきます。

次に、請願第７号、後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願についての賛成討論をさせていただきます。

ただいま１３９号でも申し上げたとおりであります。前段述べたとおり、現況のもとでのこの請願の願意は極めて妥当なものがあると思って、尊重すべきであるという立場から賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第１２０号、糸魚川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２１号、糸魚川市青海総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２２号、糸魚川市高齢者共同住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２３号、糸魚川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２５号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１３５号、指定管理者の指定について（糸魚川市健康づくりセンター）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１３７号、平成２２年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１３８号、平成２２年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

+

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 139 号、平成 22 年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 140 号、平成 22 年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第 5 号、高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請願第 6 号、最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請願第 7 号、後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第 6 . 議案第 1 3 6 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 1 3 6 号、平成 2 2 年度系魚川市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12 番 大滝 豊君登壇〕

○12 番（大滝 豊君）

本定例会初日において、総務文教常任委員会に分割付託となりました本案につきましては、去る 12 月 13 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

企画財政課関係では、委員から、財産管理費の関係で、基金積立金の目的と基金残高見込みについてはとの質問に、減債基金積立金については将来負担となる借金の返済に充当されるもので、22 年度末には 8 億 5,000 万円程度の残額が見込まれる。起債残高の見込みとして 378 億円程度が見込まれているので、減債基金を積むような形にしたものである。

職員退職手当基金積み立てについては、22 年度末残高で 4 億 300 万円程度になる。23 年度以降 5 年間で 16 億円程度の退職手当金が見込まれることから、将来に向けての積み立てとなる。

環境施設整備基金積立金については、この 9 月議会で承認された基金への積み立てということになる。中期プランの中では、環境施設の整備等に 10 億円程度計上されているが、今後の見込みとして 10 億円以上見込まれる可能性もあるので、将来の負担のための積み立てとなるとの答弁がありました。

教育委員会関係では、母子衛生費に関することで、妊娠アシスト事業、医療機関健診事業、それと乳児子ども医療費助成事業において、これらが増額ということは、妊婦の数がふえてきたということと、増額を見込むということ自体が、子どもの出生が少し上向いてきているというあらわれなのかとの質問に、21 年度 167 件に対して 22 年度は 180 件ということで、この 9 月末までの

結果を見ると、妊娠の届け出数はふえていたということである。

直近の１１月末現在のもので比較すると、２１年度２１８件、２２年度２２０件ということで、９月末までの比較では増加していたが、１１月末を比べてみると前年度と同じくらいということであるとの答弁がありました。

このほかにも質疑はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

それでは、本定例会初日に当委員会に分割付託となりました本案につきまして、去る平成２２年１２月９日午前１０時より委員会を開催して審査しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査における主な経過につきましてご報告申し上げます。

工商農林水産課関係において、農業振興費に関連する問題で、新たに経済対策等で農業振興費がどうなるのか。今話題のＴＰＰについて、国から何か説明があったものか。今後の農業を考えた場合に、こういう農業振興費だけで完全自由化等は乗り切れていけるものなのかとの質問がなされ、現時点では、ＴＰＰに関して農業費の予算がどうかは国のほうから話はない。今後の当地域の農業を考えた場合に、農業の競争力を考えると、地域の農業に与える影響は大きいと思っている。国のいろんな取り組み制度を注視しながら、対応していきたいと考えるとの答弁がなされました。

また、中山間地域等農業振興事業では、かなり協定が減っているが、主な原因と、面積事項について説明を願うとの質問には、協定数は３８協定ということで、２１年度までの第２ステージから８協定の取り組みができなかったが、その中の４協定は地域間協定ということで、隣の地区を巻き込んで取り組むということで、４地区は他の地域と一緒に協定を結んでいただいた。

また、４件については高齢化で参加人員もなく、この先５年間、取り組みができないということで協定ができなかった地域や、役員構成の段階で、取り組みがまとまらなかったということで取り組みできなかった集落協定もあり、結果的に４つ少なくなったという実態である。

面積要件は、第３ステージから基本的に団地云々とかで、１ヘクタール未満という部分が緩和されており、それによって新たに取り組みもあったが、集落の協定そのものに参加できない農家の数もふえたということで、面積の減が発生しているということである。

また、高齢化というのは、面積要件には入っていないとの答弁がなされました。

そのほかにも質疑がなされておりましたが、特段ご報告する事項はございません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

本定例会初日に、当市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る１２月１０日に審査を終了していますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

２款３項１目、戸籍住民基本台帳費について、住民基本台帳カードの発行状況はどうかとの質問に対し、２１年度は３３３件で、平成２０年１０月１日からカードの無料交付を３年間に限り実施中であり、利用者は微増となっているとの答弁がなされました。

４款１項２目、健康づくりセンター管理運営費についてでは、運動指導者養成委託料について、人材育成は指定管理者側の負担や責務ではないのかとの質問に対し、基本の人材育成については、指定する指定管理者側の負担だが、今回、国の緊急雇用対策事業を利用することで、人件費と人材育成費の一部を充当できることから、全体として指定管理者に支払う指定管理料は変わらずに、市の一般財源の持ち出しを減らすことができることとなる。

今年度は、市と指定管理者と単独の委託契約を行い、来年度は、引き続き緊急雇用対策事業による同様の契約とあわせ、それ以外の部分については、当初予定していた健康づくりセンター全体の指定管理契約と２つの契約となる予定であるとの答弁がなされました。

そのほか活発な質疑や意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第１３６号、平成２２年度系魚川市一般会計補正予算（第６号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第７．発議第１１号

○議長（倉又 稔君）

日程第 7、発議第 11 号、大糸線存続に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野本信行議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

野本議員。〔22 番 野本信行君登壇〕

○22 番（野本信行君）

発議第 11 号の提案説明を行います。

大糸線存続に関する意見書。

提出者は、私、野本信行、賛成者は、松尾徹郎議員、古畑浩一議員であります。

大糸線は新潟県糸魚川駅から長野県松本駅までの 105.4 キロメートルであり、糸魚川駅から南小谷駅 35.3 キロメートルは非電化区間で J R 西日本が、南小谷駅から松本駅 70.1 キロメートルは電化区間で、J R 東日本が管轄、運行しており、1 つの路線が 2 つの運営会社に分断されている、まれに見る変則的な路線であります。

そのことによるダイヤ接続の問題が大きい中で、特に、南小谷・糸魚川駅間の沿線地域は過疎化が進み、利用者も減少傾向にあります。大糸線は長野県中信地域と日本海を結ぶ唯一の鉄道であり、また、地域住民の重要な公共交通機関の役割を担うばかりでなく、全国の鉄道マニアの評価も高く、観光面でも重要な路線であります。

去る 12 月 1 日、J R 西日本の佐々木隆之社長は都内で記者会見し、南小谷・糸魚川間など北陸本線の枝線について、新幹線開業に伴い赤字幅が大きくなった場合、地域交通のあり方を地元と論議したい旨を表明し、当市はもちろん小谷村、大町市の首長、議会及び住民に驚きと大きな不安を抱かせて、波紋を呼んでいます。

糸魚川市は、昨年、日本初の世界ジオパーク認定で急速に知名度が上がっており、平成 26 年度末の北陸新幹線開業に伴う交流人口の増加も見込まれております。こうした中での佐々木社長の存廃発言は、J R 西日本の社会的責任を放棄するもので、到底容認することはできません。

よって、新潟県知事は隣接する長野県小谷村、大町市などと連携を密にして、大糸線の存続に向けスピード感と緊張感を持って、力強く行動されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、新潟県知事に意見書を提出するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、大系線存続に関する意見書に対しまして、賛成の立場で討論を行わせていただきます。

大系線は単線非電化ながら、糸魚川市と長野県、そして東京へとつながる重要な路線であります。

1935年に小滝駅・糸魚川駅間開設以来、市民の足として利用され、四季折々に変化する姫川渓谷の美しさと相まって、全国的に愛される路線でもあります。また、ジオパークをつなぐ路線でもあり、新幹線開通後の長野県との連絡線となり得る線路でもあります。

今回、唐突に出されたＪＲ西日本社長の談話は、新幹線開業の時期とは直接絡めず、存続、廃線の可能性を含めて地元自治体とよく話し合いたいとのことで、廃線とは明言しておらず、個人的には重く受けとめておりませんでした。大系線を守る会などが緊急会合を行い、こういう会見を行うこと自体、廃線を前提としたものだとの警戒心を強め、長野、富山、石川各県の受けとめ方も、氷見線や七尾線、城端線を抱える沿線自治体を中心に、寝耳に水であると反発をしております。

大系線を抱える長野県大町市でも沿線市町村の連携を密にして、存続を求めるアピールを展開し、米田糸魚川市長も同趣旨を新聞紙上で述べております。毎日、朝日、北国新聞、信濃毎日、新潟日報など、新聞各社もこぞって存続危機を訴える記事を掲載、事の重大さを物語っております。

大系線が、非常な赤字ローカル線であることはわかっておりますが、ＪＲから経営を切り離された場合、沿線自治体に三セク鉄道として運営できる財政力はないと認識しております。赤字ローカル線を抱えながらも黒字経営をしているＪＲ西日本に、何としても経営存続を要請すべきであると考えます。

国策で推進した鉄道網維持の公的責任は、国鉄からＪＲへ受け継いでいるものと考えております。廃線手続の法も変わり、地元合意なしに申請書類1枚で廃線できるといいます。一度廃線となった鉄道を復活するのは至難の技であり、一度閉じた天の岩戸は開けられないのであります。

今地元として存続に対する熱意を示さなければ、廃線決定の危機を迎えることとなります。糸魚川市議会としても行動を起こし、存続を強く要請すべきとの思いから本案に賛成するものであります。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより発議第 11 号、大系線存続に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8 . 閉会中の継続調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第 8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成 22 年第 6 回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る 11 月 29 日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に 6 点につきまして、ご報告させていただきます。

最初に、JR 西日本社長の大系線存廃発言について、ご報告申し上げます。

去る 12 月 1 日、JR 西日本佐々木社長が定例記者会見の中で、記者の質問に答える形ではありますが、いわゆる枝線について廃線の可能性にも言及しながら、地域の交通のあり方について今後

地元と議論したいと発言されました。

これまでＪＲ西日本に対し、大系線の経営存続を要望してまいりましたが、明確な回答がなかったものであり、今回、このような形で一方的に佐々木社長が発言いたしましたことは、まことに唐突で、非常に驚いております。

このことを受け、大系線利用促進輸送強化期成同盟会会長である牛越大町市長と対応を協議するとともに、２日には、本間副市長を県庁に派遣し、坂井交通政策局長と意見交換をする中で、ＪＲ西日本に大系線の存続を強く求めることを確認いたしております。

大系線は、お年寄りの買い物や通院、生徒の通学の手段として重要な生活路線であるとともに、沿線には多くのジオスポットもあることから、ジオパークを核とした交流観光を推進していく上で不可欠な路線であります。

今ほどは、市議会議員の皆様によりまして、大系線存続に関する県知事への意見書が可決されました。市といたしましても、このことを議会並びに市民の声として重く受けとめ、関係各位との連携を図る中で、今後、国・県・ＪＲへの要望活動や利用促進に、より一層努力してまいり所存であります。

２点目に、国の補正予算に伴う当市の配分額について、ご報告申し上げます。

まず、普通交付税につきましては、国税収入の伸びを反映いたしまして８，１７１万８，０００円が追加配分となり、合計８１億７，３１３万５，０００円となりました。

次に、景気対策といたしまして新たに創設されました地域活性化交付金につきましては、地域のニーズに応じた、きめ細かな交付金として約１億５，９００万円、弱者支援や知の地域づくり事業などに対応する、住民生活に光を注ぐ交付金として約２，７００万円が交付され、合計１億８，６００万円の予定であります。

なお、関連事業の補正予算であります。来年１月に市議会臨時会を招集させていただき、ご審議いただく予定でありますので、ご了解のほど、よろしくお願い申し上げます。

３点目に、過疎等雇用改善地域の指定について、ご報告申し上げます。

昨年からの雇用情勢の悪化により、本年１２月１日付で、当市が過疎等雇用改善地域に指定されました。

このことにより、市内に居住する求職者を３人以上雇い入れ、かつ事業所の整備等を行う事業主に、地域雇用開発助成金を年４０万円から最大９００万円、３年にわたって受けることができます。

なお、本指定は平成２５年３月３１日までとなりますが、今後、企業の増設や立地にはずみがつき、当市の産業振興等が図られるものと期待をいたしております。

４点目に、総合計画実施計画について、ご報告申し上げます。

本日、最終日に議場配付できるよう事務作業を進めてまいりましたが、いまだ国の新年度予算案や地方財政計画が示されていないため、財政計画の最終調整ができない状況であります。

こうしたことから実施計画につきましては、いましばらく時間をいただき、今後、年明けの早い時期に、議員各位にお示しできますよう進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

５点目に、柵口温泉センターの営業再開について、ご報告申し上げます。

今ほど委員長のほうから報告がありましたが、基準値を超えるレジオネラ菌の検出によりまして、去る１２月１日から営業休止をいたしておりました柵口温泉センターにつきましては、再検査の結

+

果、１０日、無菌状態である旨、検査機関から連絡がありましたので、１２日から営業を再開いたしましたところであります。

今後は、専門機関から再発防止策や日常管理等について指導いただき、一層の衛生管理に徹底して努めてまいりたいと考えております。

最後に、組合営水道の公営化について、ご報告申し上げます。

梶屋敷中央簡易水道組合の公営化工事ではありますが、来年１月には上水道への切りかえが完了する見込みとなりました。給水戸数は１６８戸、１月下旬までに給水を開始する予定といたしております。

以上、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、健康に十分ご留意をされ、幸多く、輝かしい新春を迎えられますようご祈念申し上げ、終わりに、平成２３年３月市議会定例会の招集日を、平成２３年２月２８日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

これをもちまして、平成２２年第６回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

+

午後１時４７分 閉会

+

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+